谷一、二、三の一、三の二、四、五、六の一、六の二、七の一、七の二、八の一、八の二、九から一一まで、蛇抜谷一、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、七、八の一、八の二、九から一四まで、京北宮町東谷一から九まで、西谷一から一三まで、一四（次の図に示す部分に限る。）、一五から一七まで、一八の一、一八の二、一九の一から一九の三まで、二〇の一から二〇の四まで、二一から二四まで、二五の一から二五の五まで、京北上黒田町出合一から五まで、今堀一から一七まで、東谷一から一一まで、西谷一から一〇まで、一一から一三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四、一五、一六・一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北芹生町イサナミ一の一から一の五まで、二の一、二の二、三、三の一から三の三まで、四、五、六の一、六の二、七の一、七の二、八、九、九の一、一〇、一一、一二の一、大広谷一〇、一〇の一、一三、一四、大畠一、一の二、一の三、二から六まで、六の一、七、八、八の一、九の一、一〇、一〇の一、一〇の二、一一の一、一二の一、一三、一三の一、滝ノ片一の一、一の二、二、三の一、四の一、四の二、五、五の一、六、七の一、七の二、八、京北上黒田町武地八・九・京北灰屋町一ノ谷三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四、五、七の一、八・九の一・一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一から一四まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北芹生町焼ケ山一三の一、一四の一から一四の三まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県加賀市山中温泉九谷町三号二の二、三の二、四の二、五の二、六の二、七の二、八の二、九の三、一〇の二、一一の二、一二の一、四〇、四一、四号六の三、七の三、八の二、九、一〇、一一の一、一一の二、一二、七号一から三まで、四の一、五から一二まで、九号一、四、五、八、九、十一号一から七まで、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇の一、一二から一四まで、一五の二、一八から二七まで、十二号三二、十三号二二から三三まで、三四の二、三五の二、三六の二、三七の三、三八の二、三九の六、四〇から四二まで、四三の二、四四から四九まで、五〇の二、五一の二、五二の二、五三の二、五四の二、五五の二、十四号五の一、山中温泉片谷町二一の一九、一の四一から一の四四まで、四の一から四の四まで、ヘ一の一、一の四から一の一二まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県加賀市山中温泉九谷町三号一九から三三まで、三七、四二、九号二、三、六、七、一〇、一一、一三の二、十一号二八、十二号二四の一、二七、二八の二、二九から三一まで、三三から三七まで、三八の二、十四号四二、四三の七、四四、四五の二、四六の一、四七の二、六二から六七まで、六八の一、六九、山中温泉片谷町二二の三から二二の一〇まで、ホ一の五、一の二九から一の三一まで、二の一、二の三、二の七から二の一〇まで、四の一から四の七まで、山中温泉枯淵町イ一の五九、ロ一の二三、ハ乙一、二の二、ニ乙一、二の一、ヘ一の一三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県加賀市山中温泉九谷町九号一二の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。